

令和 6 年 度

福島県立いわき支援学校くぼた校
高等部入学者選抜募集要項

福島県立いわき支援学校くぼた校

〒979-0141 福島県いわき市勿来町窪田町通2-1
(福島県立勿来高等学校内)

TEL (0246) 65-3155

FAX (0246) 65-3156

令和6年度福島県立いわき支援学校くぼた校高等部入学者選抜募集要項

福島県立いわき支援学校くぼた校（以下「くぼた校」という）の入学者選抜は「令和6年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」（以下「実施要綱」という）によって実施する。

I 入学者募集

1 募集定員

- | | |
|---------|---------|
| 1 課程・学科 | 全日制・普通科 |
| 2 修業年限 | 3年 |
| 3 募集定員 | 15名程度 |

2 募集範囲

原則として県下一円とするが、通学制の特別支援学校であることを踏まえ、通学が可能な範囲とする。

3 教育内容

くぼた校は、知的障がい生徒を対象とした通学制の特別支援学校で、「特別支援学校高等部学習指導要領」に基づき、教育課程を編成する。自立と社会参加に向け、生きる力を育み、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を図るとともに、卒業後の社会生活に生かせる基礎的・基本的な内容の指導を行う。

II 特別支援学校前期選抜

1 出願

1 出願資格

高等部に入学を出願することのできる者は、学校教育法施行令第22条の3に定められた知的障がいのある者で、特別支援学校の中学部、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という）。

なお、県立高等学校前期選抜及び連携型中高一貫教育に係る入学者選抜（以下「連携型選抜」という）に出願する者は、特別支援学校前期選抜に出願することはできない。

2 出願方法

- (1) 中学部又は中学校卒業生及び卒業見込の者は、くぼた校所定の特別支援学校前期選抜入学願書に必要な事項を記入し、在学（出身）校長を通して、福島県立いわき支援学校校長（以下「いわき支援学校長」という）に出願する。出願先は福島県立いわき支援学校（本校）（以下「いわき支援学校」という）とする。
- (2) 上記（1）以外の者は、直接、いわき支援学校長に出願する。

出願先 福島県立いわき支援学校

〒970-8028

福島県いわき市平上神谷字石ノ町13-1

TEL 0246-34-3806 FAX 0246-34-5183

3 併願の取扱い

同一人が同時に、くぼた校といわき支援学校を含む二つ以上の県立特別支援学校高等部及び県立高等学校に出願することは認めない。

4 出願期間

令和6年2月5日（月）から2月8日（木）までとし、受付場所は、いわき支援学校とする。
受付時間は午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

5 出願に必要な書類

- (1) 特別支援学校前期選抜入学願書（くぼた校所定の用紙）
- (2) 高等部入学志願に関する調査書（実施要綱様式第2号及び第3号。以下「調査書」という）。
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除することができる。
なお、提出期間は令和6年2月15日（木）から2月16日（金）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。また受付場所は、いわき支援学校とする。
- (3) 学校教育法施行令第22条の3に定められた知的障がいのあることを証明する書類（「療育手帳」の写しや医師の診断書又は意見書など。以下「証明書類」という）。
ただし、いわき支援学校中学部から出願する場合は、この証明書類を必要としない。
- (4) 在学（出身）校長は、いわき支援学校長に入学願書を提出するとき、志願者名簿（実施要綱様式第4号）を添付する。
- (5) 入学検定料は徴収しない。

6 願書受付

- (1) 出願願書を受け付けた後に、受験番号を記入した受験票を交付する。
- (2) いわき支援学校長は、志願者の入学願書（くぼた校所定の用紙）について精査し、入学願書に記載した事項に虚偽があるときは、入学願書の受け付けを取り消すことができる。

7 出願先変更

- (1) 出願者は、令和6年2月9日（金）から2月14日（水）までの期間内で、1回に限り、出願先を変更することができる。受付場所は、いわき支援学校とする。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願先変更最終日は午前9時から正午までとする。
ただし、土曜日、祝日及び振替休日は受け付けない。
- (2) 出願先を変更する場合は、「令和6年度福島県特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。
- (3) すでに交付を受けた受験票は返還する。

8 出願の取消し

- (1) 中学部又は中学校卒業後及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届（実施要綱様式第9号）を在学（出身）校長を通して、いわき支援学校長に提出する。
- (2) 上記（1）以外の者は、出願取消届を直接、いわき支援学校長に提出する。
- (3) 出願を取り消す者は、いわき支援学校に受験票を返還する。

2 入 学 者 選 抜

1 選抜方法

調査書、学力検査の成績及び面接の結果を資料とし、総合的に判定して選抜する。

2 学力検査及び面接

(1) 期 日 令和6年3月5日(火)

(2) 場 所 福島県立いわき支援学校 ※くぼた校では実施しない。

(3) 学力検査

① B型

中学部又は中学校において、国語、数学の教科を位置付けた教育課程を履修した者は、原則として国語、数学の2教科及び作業・運動能力検査とする。

② C型

C－ア

中学部又は中学校において、各教科等を合わせた指導を主とした教育課程を履修した者は、作業・運動能力検査とする。

C－イ

中学部において、自立活動を主とした教育課程を履修した者は、自立活動の諸検査及び行動観察とする。

(4) 面 接 すべての志願者に対して面接を実施する。

(5) 日 程

① B型

8:00	8:25	9:00	9:20	9:40	10:00	10:40	11:00	12:30
受付	受験準備	国語 20分	数学 20分	休憩 20分	作業・運動 能力検査 40分	休憩 20分	面接	終了

② C型

8:00	8:25	9:00	9:40	9:55	10:25
受付	受験準備	C－ア 作業・運動 能力検査 40分	休憩 15分	面接	終了
		C－イ 自立活動の諸検査 及び行動観察 40分			

(6) 注意事項

- ① 受験票、上ばき(運動靴)、運動着、鉛筆、消しゴム、マスクを持参すること。
- ② 計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まないこと。
- ③ 携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

3 合格者発表

(1) 令和6年3月14日(木)正午以降に、いわき支援学校で発表する。

※くぼた校では実施しない。

(2) 合格者に対し、合格通知書(実施要綱様式第10号)を交付する。その際、受験票を確認する。

(3) 電話による問い合わせには応じない。

4 入学辞退の手続

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（実施要綱様式第11号）を在学（出身）校長を通して、いわき支援学校長に提出する。

ただし、中学部又は中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、いわき支援学校長に提出する。

5 その他必要事項

（1）志願者は、入学者選抜実施日の前までに教育相談を受けるものとする。

（2）不明な点はくぼた校に問い合わせること。

Ⅲ 特別支援学校後期選抜

1 出 願

1 出願資格

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 1 出 願」の「1 出願資格」に定めるところ及び原則として次の（1）～（3）による。

- （1）県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかを受験している者。
- （2）県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかに出願したが、特別の事情で受験できなかった者。
- （3）他県からの転入のため、特別支援学校前期選抜に出願できなかった者。

なお、県立高等学校前期選抜、連携型選抜、特別支援学校前期選抜のいずれかにおいて合格した者は、特別支援学校後期選抜に出願することはできない。

2 出願方法

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 1 出 願」の「2 出願方法」のに定めるところによる。

出願先 福島県立いわき支援学校

〒970-8028

福島県いわき市平上神谷字石ノ町13-1

TEL 0246-34-3806 FAX 0246-34-5183

3 併願の取扱い

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 1 出 願」の「3 併願の取扱い」に定めるところによる。

4 出願期間

令和6年3月15日（金）から3月18日（月）までとし、受付場所は、いわき支援学校とする。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

5 出願に必要な書類

- （1）この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 1 出 願」の「5 出願に必要な書類」に定めるところによる。
- （2）入学願書は特別支援学校後期選抜入学願書（くぼた校所定の用紙）を用いる。
- （3）調査書（実施要綱様式第2号及び第3号）は特別支援学校後期選抜入学願書（くぼた校所

定の用紙)に添付して提出する。

6 願書受付

- (1) この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 Ⅰ 出 願」の「6 願書受付」に定めるところによる。
- (2) いわき支援学校長は、特別支援学校後期選抜入学願書(くぼた校所定の用紙)に記載した事項に虚偽があるときは、特別支援学校後期選抜入学願書の受け付けを取り消すことができる。

7 出願先変更

- (1) 出願者は、令和6年3月19日(火)に、1回に限り出願先を変更することができる。
受付時間は、午前9時から午後5時までとし、受付場所は、いわき支援学校とする。
ただし、午後5時までに在学(出身)校長からの協議があり、出願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をするものとする。
- (2) 出願先を変更する場合は、「令和6年度福島県特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」によるものとする。
- (3) すでに交付を受けた受験票は返還する。

8 出願の取消し

この要項に示した「Ⅱ 特別支援学校前期選抜 Ⅰ 出 願」の「8 出願の取消し」に定めるところによる。

2 入 学 者 選 抜

1 選抜方法

調査書、面接の結果に加えて、自立活動の諸検査若しくは作業・運動能力検査の結果を資料とし、総合的に判定して選抜する。

2 諸検査及び面接

- (1) 期 日 令和6年3月22日(金)
- (2) 場 所 福島県立いわき支援学校
※くぼた校では実施しない。
- (3) 諸 検 査
 - ① B型
中学部又は中学校において、国語、数学の教科を位置付けた教育課程を履修した者は、作業・運動能力検査とする。
 - ② C型
C－ア
中学部又は中学校において、各教科等を合わせた指導を主とした教育課程を履修した者は、作業・運動能力検査とする。
C－イ
中学部において自立活動を主とした教育課程を履修した者は、自立活動の諸検査及び行動観察とする。
- (4) 面 接 すべての志願者に対して面接を実施する。

(5) 日 程

① B型

8:25	8:40	9:00	9:40	9:50	10:10
受付	受験準備	作業・運動能力検査	休憩	面接	終了

② C型

8:25	8:40	9:00	9:40	9:50	10:10
受付	受験準備	C－ア 作業・運動能力検査	休憩	面接	終了
		C－イ 自立活動の諸検査 及び行動観察			

(6) 注意事項

- ① 受験票、上ばき（運動靴）、運動着、鉛筆、消しゴム、マスクを持参すること。
- ② 計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まないこと。
- ③ 携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

3 合格者発表

- (1) 令和6年3月25日（月）正午以降に、いわき支援学校で発表する。

※くぼた校では実施しない。

- (2) 合格者に対し、合格通知書（実施要綱様式第10号）を交付する。その際、受験票を確認する。
- (3) 電話による問い合わせには応じない。

4 入学辞退の手続

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（実施要綱様式第11号）を在学（出身）校長を通して、いわき支援学校長に提出する。

ただし、中学部又は中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、いわき支援学校長に提出する。

5 その他必要事項

- (1) 志願者は、入学者選抜実施日の前までに教育相談を受けること。
- (2) 不明な点はくぼた校に問い合わせること。

IV その他

新型コロナウイルス感染症への対応について

令和6年度福島県立いわき支援学校くぼた校高等部入学者選抜においては、新型コロナウイルスの感染にかかる対応については、次のとおりとする。

- (1) インフルエンザ罹患者や新型コロナウイルス感染症罹患者、体調不良者の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。
- (2) 健康状態チェックリストの提出は不要とする。